

有期特措法アンケート

9月24日（木）現在13社から回答

Q.1 現在、社内にいわゆる高度専門職（専門的知識等を有する有期雇用労働者＝別紙参照）の方が働いておられますか？
（ YES 1社 ・ NO 12社）

Q.2 Q.1で、YESと回答された方に質問です。
それは、どのような職種ですか？主な職種を3つまで
（ 弁護士 , 薬剤師 , ）
※1社、高度専門職の対象者がおられる企業ができました。
※弁護士は、「社内弁護士」ではないかと思われます。

Q.3 定年後引き続き雇用（再雇用含む）し、65歳以降も引き続き雇用する見込みのある、ないしは雇用している有期雇用労働者の方がおられますか？
（ YES 10社 ・ NO 3社 ）
※YESのうち、1社は、原則は「NO」だそうです。 そうしたくないが、そうしないと
いけないのだろうというニュアンスです。

Q.4 Q.3で、YESと回答された方に質問です。
上記労働者の現在の雇用契約期間は？
1年毎の契約 7社
最長3年 1社
無回答 2社
※6年 1社 定年が61歳なので、現在67歳

65歳以降引き続き雇用する対象者は？
全員 なし
会社が必要とする者 9社
その他 1社（本人の希望による ）
無回答 3社

65歳以降の雇用契約は？
無期契約 なし
有期契約（ 年・更新なし） なし
有期契約（ 1年・更新の可能性あり） 9社
有期契約（ 6か月・更新の可能性あり） 1社
その他（ ）
無回答 3社

65歳以降の雇用契約に定年や契約更新回数の上限はありますか？
あり 3社 （68歳に達した直後の20日 ・ 70歳まで ・ 上限5年）
なし 6社
無回答 4社

※有期雇用契約は、会社が必要とする方のみ、1年毎に契約更新をするかどうか判断をされるおつもりのようです。

68歳に達した直後の20日は、賃金締切日に合わせているものと思います。

70歳までと回答された会社は、担当して頂くお仕事があるのだと思います。

Q.5 有期待措法について、内容をご存じですか？

(YES 5社 ・ NO 7社 ・ 少しは知っている 1社)

※詳細は、理解できていないという会社が多いです。

Q.6 有期待措法や65歳以降の雇用について、ご意見や不明な点がありますか？

(対象者が退職する際、その退職理由は期間満了退社、一身上の都合、会社都合のいずれかになるのか。)

(無期転換された労働者との労働契約の終了及び第二定年は事実上なくなるのか。)

(申請しなければ60歳定年後、1年ないし6か月の契約による再雇用後の第二定年はなくなるのか。)

※本人の健康に問題があるか、本人が辞めたいと言うまで、いつまでも雇い続けなければいけないのか気にされているようです。

Q.7 有期待措法について、社内に対応を完了、ないしは検討されていますか？

(YES 2社 ・ NO 11社)

※対応方法や手続きをご存知ないようですので、①いつまでに、②どこへ、③どの書類を提出し、④添付書類は何か必要なのか、フィードバックできればと思います。

Q.8 その対応は、どのようなものですか？

(労働局への無期転換の特例申請(第二種計画認定・変更申請書の提出。))

(雇用契約書への無期転換契約申込権が発生しない期間の記載。)

(継続雇用の高齢者について、有期待措法による特例の適用を申請する。)

(申請にあたり、人事制度の一部について継続雇用者に適用する旨の改定を行なう。)

(高度専門職については、当面検討する必要があると判断。)

※グループワークでは、実際、みなさんに特例申請の書類を記載して頂き添付書類の確認をして頂いてもいいかもしれません。

Q.9 当日、グループワークで取り上げたい内容があれば、ご記入ください。

(雇用契約書の記載内容について)

※同じく、グループワークでは、何をどのような表現で記載内容に盛り込むのかを話し合ってもいいかもしれません。

労働者派遣法アンケート

9月28日（木）現在、回答 13 件

Q.1 現在、派遣社員さんを雇って居られますか？または雇う予定がございますか？

(YES 8件 ・ NO 5件)

Q.2 Q.1 で、YES と回答された方に質問です。

それは、どのような職種ですか？

(販売 ・ 製造 ・ 調理補助)

(普通作業)

(庶務的事務)

(製造技能職 ・ 設計補助職)

(現業職 ・ 営業職 ・ 事務職)

(事務職)

(製品組立)

(OA 機器操作 ・ OA インストラクション ・ 財務処理)

※事務職が多いというイメージがありましたが、現場の職種が多いようです。

言葉は古いですが、ホワイトカラーより、ブルーカラー。

Q.3 改正される労働者派遣法について、内容をご存じですか？

(YES 6件 ・ NO 6件(うち1件 概要のみ)・少しは知っている 1件)

※派遣会社を利用している割には、NOが多いのが気になります。

Q.4 改正される労働者派遣法について、不明な点がございますか？

(当社に、どれ位の影響が出るのか。)

(抵触日が、個人にヒモづくのか。)

(良い派遣会社とそうではない所の見分け方。)

(④弊社は、直近 13 年は派遣社員を受け入れていませんが、今回の改正労働者派遣法で派遣社員が同じ派遣先で 3 年働いた場合、派遣会社が派遣先に直接雇用することを義務付けていますが、本当に派遣先はするのでしょうか？罰則規定でも作らない限り無理ではないかと思います。)

(今回の改正は、企業側と派遣社員側のどちら寄りの改正なのだろうか？)

※派遣受け入れ可能期間。それによる現場への影響を気にしているようです。

※④は、Q.6 に関連しています。

Q.5 改正される労働者派遣法について、社内では対応を検討されていますか？

(YES 1件・ NO 11件(うち1件 3か月を超える派遣がないため))

※NOが多いのが気になります。3年後、派遣会社・受け入れ企業・派遣スタッフの間で揉めるかもしれません…。もしくは、その前に雇止めになる契約を交わすということなのか？

Q.6 その対応は、どのようなものですか？3つまで

(自分しか担当がないため、その都度、派遣会社の担当者と問題を解決していく。)

(人事部門が対応を検討していると思うが、内容は不明。)

(④弊社にとって問題はないのですが、Q.4 で書いた事に対して、派遣社員を雇っている企業の人事担当者の皆様は、どのようにお考えでしょうか。)

※会社が率先して、対応を検討するというより、個人や一部署に丸投げで対応という印象があり、少し気がかりです。

Q.7 当日、グループワークで取り上げて欲しい内容がございましたら、ご記入ください。

2つまで

(派遣社員が、直接雇用を申し出た際の派遣会社との交渉について。)

(派遣社員が、仕事上のミスで会社が損害を被った場合の対応について。)

※直接雇用を申し出た場合などは、取り上げてもいいかもしれません。